

第4回辰野町入札等審査委員会次第

平成22年3月4日（木）

午前10時～

役場第7・8会議室

1. 開 会（事務局）

2. 委員長あいさつ

（森本委員長）

年度末を迎え大変忙しくなっているいろいろが立て込んでいるが、勉強してゆきたいと思う。

3. 協議事項

（事務局）

本日をもってある程度の方向を示していただき、それに基づき今月末に町内業者さんを対象とした説明会を開催し、平成22年度からの入札を周知してゆきたいと考えている。

（1）最低制限価格制度の導入について

- ・ 3例（①入札価格により変動する（長野県採用の算定）、②算定割合を固定（国交省採用の算定）、③近隣市町村の独自による算定）を用意し検討。
- ・ ①の例ではいくつか割合が出てくるが、その根拠はどうなっているのか。
 - 割合がないと最低入札額の入札者は落札できなくなってしまうため、最低入札額の入札者がある程度の範囲で救ってあげられる。
 - 長野県では割合を設定するにあたりコスト計算をしている。
 - 利益率も考えているのではないか。
- ・ どの例もメリット、デメリットはあり、ダンピング対策、適正価格の算出等、善し悪しはそれぞれである。

- 具体的にどういう風にして欲しいといった話は業者からあるのか。
→ 最低制限価格制度の導入、分離発注といった話はある。
- 長野県案も国交省案も良く出来ており、選択が難しい。
- 長野県の算定を採用するとなると、業者さんによっては、県の入札制度により既に分かっており、馴染み易い。

(2) 平成22年度発注標準表について

- 現時点の総合評定値通知書を参考とし、21年度の発注標準表に業者を配置。
→ 現状維持となると工事請負額によっては、応札者が少なくなり競争性が保たれなくなる可能性がある。
- 22年度(案)として、特に発注の機会が多い土木部門について、点数の緩和、町内業者(本店)の優先を考慮した(案)を提示。
- ほ装については、除雪協力を考慮し点数を一律とした(案)の提示。
- ほ装に該当する業者さんは、除雪要件である21年度の協力業者になっているため、除雪要件は外す必要はない。
- グレーダーは、ほ装にしか活用できないため維持管理が大変である。ほ装工事がなければ使用しない。また、冬場も除雪するほどの降雪がなければ使用しない。
- このような景気のため、基準点数を下げることは妥当ではないか。
- 土木の1,000万円以上の工事は皆無に近い。
- 入札毎に最新の点数を使うのではなく、4月1日時点の点数を1年間採用してはどうか。
- 現状を考えると点数が上がる業者さんは、少ないと考えられる。点数が落ちることで工事の質までもが落ちることは考えにくいため、年度の途中で点数が落ちることで、応札できる請負工事額が限られてしまうことは、応札者数の減を生じさせ、競争性の意味がなくなってしまうのではないか。

(3) 本店・支店における開設年数について

- 辰野町の現状は、本店は開設後3年、支店は開設後10年。
- 近隣市町村の状況を説明。

- ・ 本店・支店について、クレーム等はあるのか。
→ 特段ない。
- ・ 応札者数を考えれば、支店の排除はできない。
- ・ ただ看板を構えているだけでなく、実態のある業者でないと困る。
- ・ 町内業者の優先を考えれば金額的な条件を作ってはどうか。
- ・ 土木部門が手薄になってしまう。
- ・ 建築部門の点数に町内業者を優先的に配置できるよう反映してはどうか。

(まとめ)

- ・ 長野県を基準とした最低制限価格制度の試行導入
- ・ 22年度の発注標準表は、町内業者の優先等を考慮した点数配置とする。
- ・ 本店・支店の取り扱いは従前どおり。
- ・ ほ装工事における除雪要件は引き続き採用する。

- ・ 今月中に業者説明会を開催し、ホームページに掲載してゆきたい。

4. 閉会（事務局）

- ・ 次回以降については、3、4カ月経過したところで、入札の経過、状況、苦情等あれば報告し、意見を賜りたい。